

令和6年度 静岡県人権教育の手引き

想像しよう 共感しよう — 気づきから行動へ —



浜松市立城北小学校 6年 鈴木 那唯

静岡県教育委員会



目次

はじめに	1
第1章 静岡県教育委員会の人権教育	
1 静岡県教育委員会の人権教育基本方針	2
2 人権教育と生徒指導	4
3 人権教育全体計画及び年間指導計画の作成と見直し	5
第2章 人権感覚を磨く短時間ワーク	
短時間ワークとは？～活用方法紹介～	6
ワーク1「どっちを選ぶ？」	7
ワーク2「見方を変えると ～短所を長所にリフレーミング～」	8
ワーク3「I（わたし）メッセージで伝えてみよう」	9
第3章 授業等で活用できる学習例集	
学習例1「ともに生きる社会を学ぼう」	10
学習例2「あなたは、どう思う？」	12
学習例3「『子どもの権利条約』について考えよう」	14
第4章 教職員の人権感覚を磨く校内研修	
校内研修の推進（研修時間の確保、研修テーマ例等）	16
研修1「振り返りましょう あなたの人権感覚」（チェックシート）	18
研修2「人権が尊重された教室環境づくり」（チェックシート）	20
研修3「教師の一言」	22
第5章 理解を深めるための教材（教師用資料）	
1 人権課題に関するトピック	24
(1) 女性の人権を守ろう	
(2) こどもの人権を守ろう	
(3) 高齢者の人権を守ろう	27
(4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう	28
(5) 部落差別（同和問題）を解消しよう	29
(6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう	30
(7) 外国人の人権を尊重しよう	
(8) 感染症に関連する偏見や差別をなくそう	
(9) ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう	31
(10) 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう	
(11) 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう	
(12) インターネット上の人権侵害をなくそう	32
(13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう	33
(14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう	
(15) 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう	
(16) 人身取引をなくそう	35
(17) 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう	
2 関係機関及び相談機関の紹介	36
3 人権教育に関する資料等の活用	37

はじめに

「子どもをどのような存在として捉えていますか？」

教職員の皆さんの心の中で、この問いかけに答えてみましょう。教職員の子どもへのかかわりの有り様は、この子ども観に大きく左右されると考えられます。

「一人一人かけがえのない存在」「大人と同様、一人の人間として尊重すべき存在」「子どもは、可能性に満ちている」「子どもは、自ら成長したいと願っている」といった肯定的な子ども観で、子どもたちの伴走者として「あなたが大事」と送るメッセージは、人権が尊重されたあたたかな空気を生み出すこととなります。その空気に包まれた子どもたちは、ありのままの自分を受け入れてもらえ、安心して自分の力を十分に発揮できるエネルギーが満ち溢れることでしょう。

令和4年6月に「こども基本法」が成立し、子どもの権利擁護や意見を表明する機会が法律上位置付けられました。この法律は、今年、日本が批准して30年になる「子どもの権利条約」に則り策定され、「子どもの権利条約」は、子どもを権利の主体として位置づけ、大人と同じく、一人の人間として持っている権利を認めています。子どもは単に導くものではなく、学校生活を送る主体者として、子どもを主語にする、一人の人として人権を尊重するということです。また、「第4期教育振興基本計画」では、そのコンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げています。そのウェルビーイングの要素の中に、自己肯定感・自己実現・安全安心な環境・多様性への理解等、人権につながるものが含まれています。

現在、学校では、このような人権尊重の理念を踏まえた教育活動が進んでいます。子どもたち個々の意見が大切にされ、よさが発揮される授業づくり、お互いの違いを認め合い豊かなかかわりを重視した人間関係づくり、自分らしさを受け止め、安心して過ごせる環境づくりなど、「学校教育すべてが人権教育そのもの」という考え方のもと学校づくりが行われています。

社会の変化が激しく、価値観も多様化している中、人権教育の重要性はさらに増えています。そのためには、人権に関する知識をアップデートし、自分の価値観を絶対視せず、想像力を働かせながら共感する力をつけるなど、人権感覚を磨き続けていきましょう。

今年度の手引きでは、子どもたちが短時間で取り組めるワーク、校内研修にすぐに活用できるプログラムや資料を数多く掲載しました。昨年度までの手引きとともに、静岡県すべての学校の人権教育推進のためにぜひご活用ください。

第1章 静岡県教育委員会の人権教育

1 静岡県教育委員会の人権教育基本方針

人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動です。人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう推進する必要があります。静岡県では、世界や国の様々な法や動向を踏まえ、「静岡県人権施策推進計画」及び「静岡県教育振興基本計画」を策定しました。一人一人がかけがえのない存在であることを認識し、多様性が尊重され、偏見や差別のない社会や学校の実現を目指しています。県教育委員会では、その理念に沿って基本方針を立て、幅広く施策を推進しています。

基本方針

校
種
間
の
連
携

【目 標】「自他の人権を大切にする態度や行動力の育成」

【キーワード】「想像しよう 共感しよう」～気付きから行動へ～

学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進

【指導の重点】

- 人権に対する正しい理解を深めること
- 人権感覚を高めること
- 自己肯定感を高めること
- 多様性を尊重すること

人権教育の成立基盤としての教育・学習環境

家
庭
・
地
域
・
関
係
機
関
と
の
連
携

教職員の人権意識の高揚

指導の重点について

今年度から指導の重点として、「多様性を尊重すること」を新たに加えました。自分らしく生き、幸せに暮らすことができる人権が尊重された社会の実現のためには、多様性を尊重することが大切となります。多様性を尊重するためには、一人一人が異なる存在であるという認識に立つ必要がありますが、時として、違うことが良くないことと捉えてしまったり、相手を受け入れることができなかつたりすることがあるかもしれません。ものの見方や考え方、習慣、経験や立場等は、さまざまであることを理解し、多様な価値観や異なる文化に触れる経験を重ねていきましょう。そして、互いのよさを認め合う人間関係を構築するなど、共に生きる意義を理解し、「違いを豊かさに」していく多様性の尊重を推進していきましょう。

■ 人権に対する正しい理解を深めること

知識が足りないことで差別を生むことがあります。配慮した対応ができるようになるためには、まず正しい理解と認識が大切です。そのために、人権に係る研修をしていきましょう。

■ 人権感覚を高めること

人権感覚を高めるには、様々な事象や人とのかかわりの中で、人の気持ちや痛みを想像したり、共感したりする力を身に付けていく必要があります。

■ 自己肯定感を高めること

自己肯定感とは、自分自身をかけがえのない存在として認める肯定的感覚のことを言います。一人一人の成長には、違いがあります。人と比べず、あたたかなまなざしと励まして個々の成長を促すようかかわりましょう。

■ 多様性を尊重すること

多様性を認め合う環境によって、視野が広がり、相手の立場や感情を理解する力が養われ、共感や思いやりの心が育つと言われています。また、異なる背景や経験をもつ人々と協働する経験により、創造性や問題解決能力を高めることができ、さらに、自分のアイデンティティを受け入れることで、自己肯定感も高まります。

求められる教職員の高い人権意識

「人権は、家庭、学校、地域そして世界における人々の言動の基準となる」と言われています。子どもの周りにいる大人の存在、言動そのものが人権の基準をつくる、大きな影響を与えることは間違いありません。特に、学校教育において教職員は最大の教育環境といわれるように、子どもに与える影響は大きく、教職員の人権感覚が問われています。

教職員の多くの皆様が子どもを大切にされたかかわりをなさっていることと思います。意識せずにできていることが大半かもしれません。しかし、人権感覚を磨く上では、人権を尊重することを意識的に行っていくことが重要です。

そこで心掛けて取り組んでいきたいのは、人権について正しく理解し、人権についてディスカッションしながら、多様な考えに触れる機会を定期的に持つことです。人権感覚は一度、研修等をしたから身に付くものではなく、自らの人権感覚を振り返り、繰り返し問い直す営みが必要です。今回の手引きに掲載した校内研修プログラム例を自校の実態に応じて活用していきましょう。

隠れたカリキュラム

児童生徒の人権感覚の育成には、体系的に整備された正規の教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要であるとの指摘がある。「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていくすべての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものである。（人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕）

2 人権教育と生徒指導

日々の授業の中に、人権教育と生徒指導の視点を！

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]実践編」には、日々の授業における活動の一つ一つが、人権尊重の雰囲気醸成の上での重要な要素となること、教員は、子どもたちの感情や考えをあせらず、あわてず、最後まで聴く姿勢をもつとともに、子どもたちの言葉や行動の内容の是非を性急に判断するのではなく、その背後にある心情や意味を理解するよう心掛ける必要があるとされ、「人権が尊重される授業づくりの視点例」が示されています。この視点は、改訂された「生徒指導提要」（令和4年12月）の「生徒指導の実践上の視点」そのものであります。子どもたちにとって、学校生活の中心は授業であり、授業の中で生徒指導の視点を入れることは、そのまま人権教育を行うことにつながり、学校全体に人権が尊重された雰囲気をつくることとなります。

人権教育の目標と、人権が尊重される授業づくりの視点例

目標	「自分の大切さとともに他の人の大切を認めること」ができるようになり、具体的な態度や行動に現れるようにする。		
視点例	自己肯定感を 持たせる支援の工夫	共感的人間関係を 育成する支援の工夫	自己選択・決定の場を 工夫して設定
人権が尊重される人間関係づくり・雰囲気づくり			

(人権教育の指導方法等の在り方 [第三次とりまとめ] 実践編 参照)



人権教育が尊重される授業づくりの視点例は、生徒指導の実践上の視点そのものです。

生徒指導の目標と、生徒指導の実践上の視点

目標	「自己指導能力」を育成する。			
視点	自己存在感 の感受	共感的な 人間関係の育成	自己決定の場 の提供	安全・安心な 風土の醸成

(生徒指導提要「生徒指導の実践上の視点」 参照)

3 人権教育全体計画及び年間指導計画の作成と見直し

(1) 全体計画

学校においては、自校の実態に合わせて人権教育全体計画を作成します。人権教育全体計画とは、学校全体で実施される人権教育の方針や目標、具体的な取組についての計画書であり、教職員の人権意識を高め、差別やいじめのない安全で健全な学習環境にするために策定するものです。計画書の作成に当たっては、人権教育の目標や方針を明確にし、学校全体での指導の一貫性の確保や効果的な取組の実現につなげることが大切です。

① 作成&見直しのポイント

- 関連法規や教育行政施策の動向等を踏まえた内容となっている。
- 学校の教育目標と人権教育目標との関連が明確になっている。
- 重点目標や実践的課題は肯定的な表現を用いている。
- 児童生徒の発達段階に即した学年別目標が設定され、目指す児童生徒の姿が明確にされている。
- 児童生徒の実態、家庭・地域の教育ニーズ、社会的要請、教職員の願い等を踏まえた検討がなされている。
- コミュニケーション力や共感力等の育成（豊かな人間関係づくり）など人権感覚を育成する視点が示されている。
- 各教科等における人権教育とのかかわりを考慮した教育活動が示されている。
- 校内における研究推進体制、家庭・地域、関係機関との連携、校種間の連携を工夫している。

② 留意点

- 全教職員が人権教育の意義やねらいを共通理解できるようにする。
- 年度ごとに、全体計画の点検・評価、見直し、改善を行う。

(2) 年間指導計画

人権教育全体計画の構想を、日々の教育活動でどのように具現化していくか、全教職員の共通理解のもと、計画的、組織的に指導できるようにするため、年間指導計画を作成します。学習内容や単元の配列、実施時期、各教科等との関連等を明確にし、「いつ」、「どのように」、「どんな内容を」指導していくのかを月別や学年別等の一覧にして、取組の全体像を把握し、これにより教育活動全体が一貫性をもち、児童生徒が段階的に人権尊重の意識を高めるための指導を行うことを目的としています。

① 作成&見直しのポイント

- 児童生徒の発達段階を踏まえ、6年間・3年間で育てたい資質・能力を見据えた系統的な計画となっている。
- 全体計画に示されている各教科等の指導の目標・ねらいを受け「人権教育とのかかわり」を明確にする。
- 「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる児童生徒の育成のため、関連する教育活動と結びつける。
- 各教科では、学習内容や指導方法等から人権教育の目標と結び付く教育活動を見出す。
- 道徳の時間については、自己を見つめ、道徳的価値の自覚を深め、主体的に道徳的実践力を身につけていくことができるよう、内容項目「生命尊重」「公正・公平」等、人間尊重の精神とかかわりの深い内容を設定する。

② 留意点

- 全教職員の参加・協力の下に策定する。
- 年度ごとに、実施内容、方法、時期等を見直し、改善を行う。

静岡県教育委員会HP「人権教育」から、人権教育全体計画及び人権教育年間指導計画の作成例をWordデータでダウンロードすることができます。



第2章 人権感覚を磨く短時間ワーク

短時間ワークとは？～活用方法紹介～

自分や他の人のことを理解し、それぞれの違いを受け止めたり、よりよいコミュニケーションにつなげたりするなど、人権感覚を磨くための短時間のワークです。次頁以降には、「どっちを選ぶ?」、「見方を変えると」、「Iメッセージで伝えてみよう」の3つのワークを紹介していますので、ぜひ活用してください。

Q1 このワークのねらいは？

人権教育の目標の中に「自他を大切にすること」があります。そのためには、自分も他の人の見方や考え方を知り、受け止め、それぞれのよさを感じる必要があります。本ワークは、そのきっかけとなるのではと考えています。

Q2 対象は？

幼児から大人まで取り組むことができます。実態に応じて内容を変更したり、ワークシートの形にこだわらず方法を工夫したりして、実施をしてみてください。

Q3 所要時間は？

15分程度あれば取り組むことができます。内容を絞ることで、さらに短時間での実施が可能です。

Q4 活用の場面は？

朝の会や帰りの会、ホームルームの時間、授業の始めなど、効果的に活用してください。

Q5 留意点は？

- ・一人一人の考え方が異なることは当たり前のことで、尊重されるべきことです。相手の考えを良い、悪いで判断するのではなく、理解しようとする聴く姿勢を大切にしましょう。また、自由に話せる雰囲気づくりを大切にしましょう。
- ・本ワークは例です。子どもや学級の状況、発達段階等、実態に応じて内容を変更するなど配慮をしてください。

静岡県教育委員会HP「人権教育」から、「短時間ワーク」のワークシート部分をWordデータでダウンロードすることができます。



短時間ワーク1 「どっちを選ぶ？」

ねらい

どちらかを選ぶとしたらどちらにするのか、その理由も考えることで、自分を肯定し、他の人のさまざまな考えを知るきっかけとする。

進め方（例）

- 1) どちらかを選択し、その理由を記入する。
- 2) 他の人と意見交換をし、感想を書く。

ワークシート

どっちを選ぶ？

どちらかを選ぶとしたら、あなたはどちらにしますか？ その理由は？ 他の方は、何を選んでいるのでしょうか？ 選ぶものも、選ぶ理由も、人によって違いがあることでしょう。このワークを通して、自分や他の人のことを知るきっかけになるでしょう。

選ぶもの（○でかこもう）	選んだ理由
夏 / 冬	
大人 / 子ども	
都会 / 田舎	
山 / 海	
車 / 鉄道	
給食 / 弁当	
肉 / 魚	

気付いたことや考えたことを書きましょう。

短時間ワーク2「見方を変えると～短所を長所にリフレーミング～」

ねらい

短所を長所に変えて考えることを通して、ものの見方や考え方を広げ、肯定的に物事を捉えるよさに気付く。

進め方（例）

- 1) 例を参考に、短所を長所の視点に言い換えて、記入する。
- 2) 他の人と意見交換をし、感想を書く。

ワークシート

見方を変えると ～短所を長所にリフレーミング～

性格はひとそれぞれです。性格によいとかわるいとかはなく、困ったと思われる性格も、大切な性格の一部です。そこにはかけがえのない個性や魅力が含まれています。短所と思われるところを、見方を変えて長所として言い換えてみましょう。

⑥には、考えたい短所があれば記入して、長所にリフレーミングしてみましょう。

※ 短所：よいと思われない性格、長所：よいと思える性格、リフレーミング：ものの見方を変えること

短所	長所にリフレーミングしてみましょう
① あきっぽい	
② いいかげん	
③ 意見がいえない	
④ おしゃべり	
⑤ がんこ	
⑥	

気付いたことや考えたことを書きましょう。

（「授業ですぐ使える！自己肯定感がぐんぐんのびる45の学習プログラム」

（越智泰子・加島ゆう子・大東和子・棚橋厚子著、2012年出版、54ページ、合同出版社）参考）

短時間ワーク3 「^{アイ}I（わたし）メッセージで伝えてみよう」

ねらい

相手を非難したり、要求したりするのではなく、^{アイ}I（わたし）を主語にして自分の考えや思いがうまく伝わるような表現を考える。

進め方（例）

- 1) 例を参考に、それぞれの場面で、自分が伝えたいことを考え、記入する。
- 2) 他の人と意見交換をし、感想を書く。

ワークシート

^{アイ}I（わたし）メッセージで伝えてみよう

自分の気持ちを相手に受け入れてもらうために、相手を責めるような言い方ではなく、自分を主語にした^{アイ}I（わたし）メッセージで伝えてみましょう。相手に自分の気持ちを受け取ってもらいやすくなります。

場面	^{アイ} I（わたし）メッセージ
【例】並んでいて、だれかにわりこまれたとき	列の終わりは、あそこですよ。わたしは、並んで順番を待っていたんだよ。後ろに並んでほしいな。
① 遊びのなかまにいられてもらいたいとき	
② そうじをさぼっている人がいて、困っているとき	
③ 何もしていないのに、いやなことを言われたとき	
④ 自分のものをかってに使われてしまったとき	

気付いたことや考えたことを書きましょう。

（「授業ですぐ使える！自己肯定感がぐんぐんのびる45の学習プログラム」

（越智泰子・加島ゆう子・大東和子・棚橋厚子著、2012年出版、54ページ、合同出版社）参考）

第3章 授業等で活用できる学習例集

学習例1 「ともに生きる社会を学ぼう」 (対象：小学校中学年～中学生)

ねらい

街のイラストの中から、みんなが便利に安全で安心してくらせるように考えられている工夫を見つけるを通して、いろいろな人にとって住みやすい街やともに生きる社会について考えるきっかけとする。

学習指導要領との関連 (例)

- 小学校3～6年 道徳B・C
- 中学校 道徳B・C

進め方

流れ	内容
導入 (5分)	・イラストを見てみよう。街には、どんなものがあるだろう。
展開 (30分)	【ワーク1】 ・みんなが便利に安全で安心してくらせるように考えられている工夫を見つけて、話し合いをしましょう。 【ワーク2】 ・わたしたちができることを考えよう。 【ワーク3】 ・他に、駅や乗り物等の場面についても考えよう。
まとめ (10分)	・気付いたことや考えたことを書きましょう。

留意点

- ・いろいろな人の立場で考え、気づきを促すようにする。
- ・発達段階や学級の実態に応じて、内容を変更して扱う。

特別支援学校での取組方法

- ・困っていること、もっとこうなったらよいと思うことについて、具体的に話し合う。
- ・ウェブサイトを活用し、他に写真等を用意することで経験と結びつけて学ぶ。

■バリアフリーとは

物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処するという考え方

■ユニバーサルデザインとは

施設製品等について、誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方

ワークシート 「ともに生きる社会を学ぼう」 まちでさがしてみよう

- 1 まちは、みんなが暮らすためのいろいろなものでつくられています。みんなが便利に安全で安心して暮らせるように考えられている工夫を見つけましょう。



(バリアフリー学習プログラム「学んでみよう！みんなが住みやすい街や駅」、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団から転載)

- 2 わたしたちができることを考えましょう。

- 3 他に、駅や乗り物などの場面についても考えましょう。

- 4 気付いたことや考えたことを書きましょう。

本学習例は、バリアフリー学習プログラム「学んでみよう！みんなが住みやすい街や駅」(公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団)の教材を参考にしています。右の二次元コードから同教材にアクセスして、さらに幅広い学習を深めることができます。



学習例2 「あなたは、どう思う？」（対象：小学校高学年～中学生）

ねらい

日常生活におけるそれぞれの場面において、自分と他の人の考え方は違うことや、思い込みや決めつけをしていないのかを振り返り、人権意識を高める。

学習指導要領との関連（例）

- 小学校5・6年 道徳B・C 特別活動「学級活動」(1) (2)
- 中学校 道徳B・C 特別活動「学級活動」(1) (2)

進め方

流れ	内容
導入 (10分)	<ul style="list-style-type: none">・「月」「木」「花」を描いてみましょう。・周りの人と見せ合い、自分の絵との違いを確認しましょう。人によって描き方はさまざまですね。
展開 (30分)	<p>【ワーク1】</p> <ul style="list-style-type: none">・それぞれの場面について、「そう思う」に○、「思わない」に△を付けてみましょう。・その理由が書ければ、メモをしておきましょう。 <p>【ワーク2】</p> <ul style="list-style-type: none">・自分の考えと比べながら、みんなと意見交換をしてみましょう。
まとめ (5分)	<ul style="list-style-type: none">・気付いたことや考えたことを書きましょう。

留意点

- ・発達段階や学級の実態により、配慮が必要な場合は、例文を変更して扱う。
- ・意見交換の際には、お互いの意見を尊重した雰囲気を作る。

特別支援学校での取組方法

- ・実態に応じて例文の変更と考える場面を絞って取り組む。
- ・ウェブサイトを参考に、場面設定をさらに具体的にするためにロールプレイをする。

「じんけん自己診断～こんなときどうする？～」（法務省ウェブサイト）でも人権について学ぶことができます。右の二次元コードから同教材にアクセスして、さらに幅広い学習を深めてみましょう。



ワークシート 「あなたは、どう思う？」

1 月、木、花の絵を描き、周りの人と見せ合ってみましょう。

月の絵	木の絵	花の絵

2 それぞれの場面について、自分の考えが「そう思う場合」には○、「思わない場合」には、△を付けてみましょう。その理由が書ければ、メモをしておきましょう。

場面	考え	メモ（理由など）
① 男の子はかっこいいもの、女の子はかわいいものが好き。		
② 料理やそうじは、女の人の方が上手だと思う。		
③ 悪口でなくても、SNS に何でも書き込むことは、よくない。		
④ 日本は差別がない国だと思う。		
⑤ A型の方は、几帳面だ。		
⑥ 職業に性別は関係ない。		
⑦ 自分と考え方がにている人と仲良くすればよい。		
⑧ 多数決で決めるのが、一番よい決め方だと思う。		

3 気付いたことや考えたことを書きましょう。

--

学習例3 「『子どもの権利条約』について考えよう」(対象：中学生～高校生)

ねらい

子どもたちが安全・安心に過ごし、幸せに成長するために必要なものと「子どもの権利条約」をつなげて考えることを通して、「子どもの権利条約」の理解を深め、人権を尊重する意識を高める。

学習指導要領との関連(例)

- 中学校 道徳A・B・C 社会「公民的分野」A・C
- 高等学校 公共A 倫理A・B 特別活動「ホームルーム活動」(1)(2)(3)

進め方

流れ	内容
導入 (5分)	・人権に関わる問題とは、どんなことがあるだろう。
展開 (30分)	【ワーク1】 ・子どもたちが安全・安心に過ごし、幸せに成長するために必要なものは何かを考えよう。 【ワーク2】 ・「子どもの権利条約」を調べてみよう。 ※公益社団法人 人権啓発推進センター制作「子どもの権利条約」を活用 【ワーク3】 ・自分が考えた必要なものと「子どもの権利条約」とのつながりを探してみよう。 【ワーク4】 ・守られていないと思う権利と、どうしたら権利が守られるようになるのかを考えてみよう。
まとめ (10分)	・気付いたことや考えたことを書きましょう。

留意点

- ・発達段階や学級の実態により、配慮が必要な場合は、例文を変更して扱う。
- ・お互いの考えを認め合えるようなあたたかな雰囲気を作る。

特別支援学校での取組方法

- ・ワークシートにある二次元コードから、リーフレットの説明やイラストを見て、具体的な場面について考える。

ワークシート 「子どもの権利条約」について考えよう

1 子どもたちが安全安心に過ごせ、幸せに成長するために必要なものは何かを考えよう。

--

2 次の「子どもの権利条約」を調べてみよう。



【第2条】 差別の禁止
【第3条】 子どもにもっともよいことを
【第6条】 生きる権利・育つ権利
【第12条】 意見を表す権利
【第16条】 プライバシー・名誉の保護
【第19条】 あらゆる暴力からの保護
【第24条】 健康・医療への権利
【第28条】 教育を受ける権利
【第31条】 休み、遊ぶ権利

くわしくは、
こちらから調べる
ことができます。



(「よくわかる! こどもの権利条約 児童の権利に関する条約」、公益社団法人 人権教育啓発推進センター)

3 自分が考えた必要なものと、「子どもの権利条約」とのつながりを探してみよう。

(共通点)

--

4 守られていないと思う権利と、どうしたら権利が守られるようになるのかを考えよう。

守られていない権利	どうしたら守られるようになるのか

5 気付いたことや考えたことを書きましょう。

--

第4章 教職員の人権感覚を磨く校内研修

学校において人権教育を推進していくためには、まず、教職員自身が人権尊重の理念を十分に認識することが重要です。日頃の言動や姿勢を見つめ直し、人権に関わる知的理解や人権感覚を高めていきましょう。

校内研修の推進

1 研修時間の確保

各学校における目的と状況に応じて、次のような場面、方法等での研修が考えられます。人権感覚を磨く研修は、年間予定に組み込むことが大切です。夏期休業期間に学校全体で1時間程度の校内研修を行ったり、学年や教科・分掌別の会議で研修を行ったりするなど、時間をかけて行う研修のほか、会議の中で10～15分程度の短時間で複数回行うことも効果的です。

場面	方法等
校内研修で	<ul style="list-style-type: none">・外部講師による講話・啓発動画等の視聴 等
職員会議や打合せで	<ul style="list-style-type: none">・「人権教育の手引き」のチェックリストの実施や教師用資料の読み合わせ・研修報告、人権課題を取り上げた新聞記事や法改正の通知等の情報共有・人権の視点で行う教室環境整備 等
学年部会、分掌部会、教科部会で	<ul style="list-style-type: none">・人権教育全体計画・年間指導計画の見直し・人権教育学習単元の開発 等
授業研究で	<ul style="list-style-type: none">・教科等の授業における人権教育の視点についての協議・交流・知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面のバランスを踏まえた指導に関する協議・協力的・参加的・体験的な学習の導入に関する協議 等



2 研修テーマ例

次のテーマを設定して、個人で振り返ったり、グループで協議したりすることも有効です。

テーマ	方法等
子どもへの言動	子どもの人格を傷つけるような言葉づかいや態度はないか
子どもへの態度	悩みや課題がある子どもに寄り添い、丁寧に指導・支援を行っているか
自己肯定感・自己有用感をもたせる工夫	子どもたちが自己肯定感や自己有用感をもつことができる、友達のよさに気付くことができるなどの指導・支援を積み重ねているか
あたたかな聴き方・やさしい話し方	子どもたち一人一人の人格を尊重し、丁寧に話を聴いているか
環境づくり	作品展示や掲示物等、人権尊重の視点に配慮した教室環境の整備に努めているか
個人情報保護	個票や書類の保管、校内外での話の内容等、個人情報の扱いに注意を払っているか
ハラスメントの防止	自分自身の経験のみに頼ることなく、どのような行動がハラスメントにあたるか理解しようと努めているか

3 学習例の紹介

次のページから、3つの学習例を紹介しています。ぜひ、校内で実施してみましょう。

タイトル	所要時間
【学習例1】 振り返りましょう あなたの人権感覚	30分程度
【学習例2】 人権が尊重された教室環境づくり	45分程度
【学習例3】 教師の一言	50分程度

教職員が交代で気になる記事やニュースを持ち寄ったり、校内で見かけた場面を題材にしたりして、個々の考えを共有し合う研修も、準備に時間がかからず、短時間での実施も可能で、おすすめです。

校内研修1 「振り返りましょう あなたの人権感覚」 (対象：教職員)

ねらい

チェックシートを用いて、自らの行動や考え方を振り返り、人権を尊重しようとする気持ちを高める。また、グループで話し合うことで、お互いの考え方を知るとともに、自分の人権感覚に向き合い、児童生徒や保護者、地域の方、同僚等とのよりよい関わり方など、教職員としての人権感覚を磨く。

資料・準備物

ワークシート（個人）

形態

個人 → グループ（4人程度） → 全体

進め方

流れ	内容
導入 (5分)	・グループづくり
展開 (15分)	【個人で】 ・ワークシート「振り返りましょう あなたの人権感覚」に取り組む。 ・意識していなかったこと、曖昧になっていたことを振り返る。 【グループで】 ・個人で振り返ったことを共有し、よりよい対応について協議する。
まとめ (10分)	【全体で】 ・グループで協議したことを、全体で共有する。 ・個人や組織としての人権感覚を高めていこうという意識をもつ。 ・気づきや学びを日々の実践につなげることを確認する。

留意点

- ・話しやすい雰囲気を作る。
- ・具体的にできていない場面を出し合う。
- ・個別の対応が必要な場面を出し合う。
- ・相手の考えを否定せず、共感しながら、よりよい対応について考える。

ワークシート 「振り返りましょう あなたの人権感覚」

各項目について、○（できている）、△（時々できていない）、×（できていない）で自己評価してみましょう。

第1回 第2回 第3回

項目		/	/	/
学級活動や授業等の場面で	① どの子どもにも積極的に挨拶をしている			
	② 子ども一人一人の顔を見て、敬称を付けて名前を呼んでいる			
	③ どのような理由があっても、体罰はしていない			
	④ 不調を訴える子どもの言葉を受け止めている			
	⑤ 子どもとの約束は守っている			
	⑥ チャイムでの授業開始・終了など、時間を守っている			
	⑦ 丁寧な言葉遣いをし、子どもの模範となっている			
	⑧ 一人でぼつんとしている子どもに声掛けしている			
	⑨ 子どもの努力を認める言葉掛けをしている			
	⑩ 子どもたちが発言する機会を平等に与えている			
	⑪ 子どもの多様な意見や考え方を取り上げている			
	⑫ 間違いや失敗を嘲笑する子どもを見逃していない			
	⑬ 子ども同士、兄弟姉妹などを比較していない			
	⑭ 欠席の子どもの机上等のプリントを確認し、欠席の子どもに渡している			
	⑮ 視力や聴力、身長等に配慮した座席配置になっている			
	⑯ 保護者や地域の方々との連絡・協力体制があり、保護者の意見に耳を傾けている			
	⑰ 個人情報について、適切に取り扱っている			
教職員同士で	⑱ 発言と行動に矛盾はない			
	⑲ 自分の価値観だけが正しいとは思っていない			
	⑳ 間違っ言動をしてしまった時は、誤りを認め適切な行動を取っている			
	㉑ 不快に感じるかどうかは、相手(子どもも含む)の気持ちのみで決まることを理解している			
	㉒ どのような行動がハラスメントにあたるかを理解し、適切なコミュニケーションをとるよう心掛けている			
	㉓ 他の教職員が気になる生徒指導をしていたら、見て見ぬふりをしない			
	㉔ 相手(子どもも含む)が、セクハラを止めてほしいと必ず意思表示するとは限らないことを理解している			
	㉕ 同僚が、ちょっと変だな、大丈夫かな、それはおかしいと思ったら教職員同士で声を掛け合ったり注意し合ったりしている			
	㉖ 研修や所属長からの指導を、他人事と思わずに、自分事として捉え自分の言動について振り返っている			
	㉗ 教職員間に、何でも話し合える協力体制がある			

校内研修2 「人権が尊重された教室環境づくり」 (対象：教職員)

ねらい

チェックシートを用いて、教室等の環境について人権の視点で振り返り、人権が尊重された環境を整えようという気持ちを高める。また、グループで教室等を互いに見て話し合うことで、環境づくりにおける課題に気付き、教職員としての人権感覚を磨く。

資料・準備物

ワークシート（個人）

形態

個人 → グループ（4人程度） → 全体

進め方

流れ	内容
導入 (5分)	・グループづくり
展開 (30分)	【個人で】 ・ワークシート「人権が尊重された教室環境づくり」に取り組む。 ・意識していなかったことなどを振り返る。 【グループで】 ・グループで互いの教室等、担当場所を見て確認する。 ・実際に見て気づいたことや、個人で振り返ったことを共有し、よりよい環境について協議する。
まとめ (15分)	【全体で】 ・グループで協議したことを、全体で共有する。 ・教室等の環境にも、人権感覚が大切だと確認する。 ・個人や組織としての人権感覚を高めていこうという意識をもつ。

留意点

- ・話しやすい雰囲気を作る。
- ・実際に人権の視点で教室等を見て回り、良さや改善点について意見を交わす。
- ・相手の考えを否定せず、共感しながら、よりよい環境づくりについて考える。

ワークシート 「人権が尊重された教室環境づくり」

1 各項目について、○（できている）、△（できていないところもある）、×（できていない）で自己評価してみましょう。

第1回 第2回 第3回

項目		/	/	/
人権尊重の視点	① 児童生徒の作品は、丁寧に掲示したり、展示したりしている			
	② 児童生徒の作品や作文等の掲示物に、教員がコメントを入れる場合、子どものよさを認める内容にしている			
	③ 児童生徒の作品や作文等の掲示物に、教員がコメントを入れるか入れないか、人によって違いがないよう統一している			
	④ 掲示物が剥がれたり、破れたりしたら、すぐに直している			
	⑤ ゴミや物が落ちていたら、すぐに拾っている			
	⑥ 欠席者の机の上に物を置いたり、ロッカーを勝手に使用したりせず、いつ登校しても使用できるようにしている			
	⑦ 長期欠席者への配布物等、整頓して管理し、定期的に本人または保護者へ渡している			
	⑧ 児童生徒の学習や健康、家族状況等、個人情報に関わる内容の書類は、児童生徒の見える場所に置いたり、他の児童生徒に見えるように回収したりせずに適切に管理している			
	⑨ 忘れ物や未提出がある児童生徒の名前や出席番号等を黒板に貼ったり、みんなの前で個人名を出して指導したりせず、個別に指導している			
	⑩ 学習状況や身体的能力に関わるランキングを作成し、児童生徒の名前や出席番号を載せて掲示したり、学級だより等に掲載したりせず、個々の努力を認める声掛け等をしている			
	⑪ 児童生徒の写真や作品等、本人や保護者の許可なく学級だより等に掲載したり、インターネット上に上げたりせず、許可を取ったり、個人が特定されないよう工夫したりしている			
	⑫ ネームプレートや机・イス・ロッカー等の名札など、不必要な男女の色分けをせず、工夫して表示している（男子は青、女子は赤などはできるだけ避ける）			
	⑬ 座席やロッカー、靴箱など、不必要な男女分けはせず、男女混合が可能か検討している			
	⑭ 男子更衣室がない場合、廊下から着替えている様子が見えないよう、カーテン等で対応できるようにしている			
	⑮ 前面黒板や予定黒板など、どの席からも、見やすい板書になっている			
UDの視点	⑯ 黒板周り（教室前面）に掲示物やプリントを貼ったり、教卓に多くの物を置いたりせず、子どもたちが授業に集中できるようにしている			
	⑰ 物を置く場所を決めている（私物、学級共有のもの、教材、提出場所等）			
	⑱ 1日のスケジュールが簡潔に表示されている（予定黒板、急な変更等）			

校内研修3 「教師の一言」 (対象：教職員)

ねらい

何気ない教師の一言によって、児童生徒を傷つけることがあること、相手に重くのしかかる言葉があることに気づき、よりよい人間関係づくりのために言葉の重要性を再認識する。また、自分とは違う意見を受け止めることや、相手の立場を尊重した上で自分の意見を主張することの大切さに気付く。

資料・準備物

ワークシート（個人）、ホワイトボード等

形態

全体 → 個人 → グループ（4人程度） → 全体

進め方

流れ	内容
導入 (5分)	・グループづくり
展開 (15分)	【個人で】 ・ワークシート「教師の一言」を読む。 ・気になる部分に下線を引く。 ・「気になったこと」の欄を記入する。 ・「日頃の自分の言動」の欄を記入する。 【グループで】 ・「気になったこと」について話し合う。 ・「日頃の自分の言動」について話し合う。 【全体で】 ・グループで話し合ったことを代表者が発表する。 ・他のグループの発表を聞き、個人として気付いたことや感想を発表する。
まとめ (10分)	【個人で】 ・本時の学習の振り返りを記入する。 【グループで／全体で】 ・振り返りを共有し合う。 ・気づきや学びを日々の実践につなげることを確認する。

ワークシート 「教師の一言」

1 次の文章を読んで、気になる部分に下線を引きましょう。

教師の一言

「テストを返却します。順番に取りにきてください。」

- ① 青木君、はい。
- ② 伊東、全然ダメだなあ。
- ③ 上田様、すごいねえ。
- ④ 江藤ちゃん、もっと点数を取れたなあ。
- ⑤ 岡村、あっ、ごめん。岡本。
- ⑥ 加藤さん、よく頑張りました。
- ⑦ 木村君、野球ばかりやってたらダメだぞ。
- ⑧ 久美、お姉ちゃんの方ができたなあ。
- ⑨ 健太郎、これくらいの問題、外国人でも解けるぞ。
- ⑩ 近藤っち、やればできるじゃん。
- ⑪ 佐野君、さすが学級委員長。
- ⑫ 四宮、この点数じゃ、お母さんががっかりするぞ。
- ⑬ 須藤太郎君、人の見たんじゃないの？
- ⑭ 瀬川君、瀬川君ならもっと点数を取れたはずだ。

2 気になった理由を書きましょう。

3 日頃の生活を振り返り、つい言ってしまうような言葉はないか考えてみましょう。

4 学習を通して、どんな気付きや学びがありましたか？ 今後、生かしていきたいことを書きましょう。

第5章 理解を深めるための教材（教師用資料）

1 人権課題に関するトピック

一人一人の人権が守られる社会を実現していくために、各人権課題に対する知識や理解を深め、その課題解決に向けた実践的な態度を培っていくことが大切です。個々の人権課題として、法務省強調事項（17項目）を紹介します。

（啓発活動重点目標） 「誰か」のこと じゃない。

人権問題を自分や自分の身近な人の問題として捉え、互いに人権を尊重し合うことの大切さを認識し、他人の人権にも配慮した行動をとることができるよう『『誰か』のことじゃない』を啓発活動重点目標に掲げています。



（法務省「令和5年度版人権教育・啓発白書」及び「人権の擁護」参照）

(1) 女性の人権を守ろう

家庭や職場における男女差別、性犯罪等の女性に対する暴力、配偶者・パートナーからの暴力、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（マタニティハラスメント）などの人権問題が発生しています。誰もがお互いの立場を尊重して協力し合えるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

関連する法律等	◆「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」 ◆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」
啓発動画・資料	○啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」 動画1 動画2 1 セクシュアルハラスメント 編 2 ドメスティックバイオレンス 編
相談機関等	「女性の人権ホットライン」0570-070-810

(2) こどもの人権を守ろう

いじめや体罰、それらに起因する自殺、児童虐待、児童買春や児童ポルノなどの性的搾取といった人権問題が発生しています。子どもが一人の人間として、また権利の主体として最大限に尊重されるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

関連する法律等	◆「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」 ◆「いじめ防止対策推進法」 ◆「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」 ◆「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」 ◆「こども基本法」
啓発動画・資料	○啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」 動画1 動画2 1 いじめ 編 2 児童虐待 編
啓発動画・資料	○啓発冊子 冊子1 冊子2 1 「みんなともだち マンガで考える『人権』」 2 「『いじめ』させない 見逃さない」
相談機関等	○「こどもの人権SOSミニレター（便せん兼封筒）」※児童生徒へ配布 ○「こどもの人権110番」（法務省）0120-007-110 ○「24時間子供SOSダイヤル」（文部科学省）0120-0-78310 ○インターネット人権相談受付窓口「SOS-eメール」 https://www.jinken.go.jp/kodomo ※静岡県の相談機関等の詳細は、本手引き36ページに掲載しています。

【令和5年施行】 こども基本法

Q 「こども基本法」とは？

すべてのこどもが幸せな生活をおくることができる社会を目指して、その基本的な考え方をはっきりとさせ、社会全体で、こどもに関する取組「こども施策」をすすめるためにつくられた法律です。

Q 「こども施策」とは？

おとなになるまでの心や身体の成長をサポートすること（居場所づくり、いじめ対策など）や、子育てをする人たちへのサポートをすること（働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置など）です。

Q 「こども」って何歳まで？

こども基本法では、18歳や20歳といった「年齢」で必要なサポートがなくならないように、心と身体の成長段階にある人を「こども」としています。

Q 「こども施策」が大切にしている考え方は？

次の6つの視点が大切にされています。

- (1) すべてのこどもが大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- (2) すべてのこどもが大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- (3) すべてのこどもが、年齢や成長の程度に合わせて、自分に直接関係することに意見を言えたり、さまざまな活動に参加できたりすること
- (4) すべてのこどもの意見が年齢や成長の程度に合わせて、大事にされ、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- (5) 子育てをしている家庭のサポートが十分に行われること、家庭で育つのが難しいこどもに家庭と同じような環境が用意されること
- (6) 家庭や子育てに夢をもち、喜びを感じられる社会をつくること



「こども基本法」の詳細は、こちらから確認できます。



【日本批准から30年】 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

「子どもの権利条約」とも呼ばれる本条約は、子どもの基本的人権を保障するために定められた国際的な条約です。日本では、1994年に批准し、今年30年になります。「子どもの権利条約」では、子ども（18歳未満）を「権利をもつ主体」と位置づけ、大人と同じく、一人の人間としてもっている権利を認めています。「子どもは未熟だから大人が決めればよい」「子どもは大人の言うことさえきいていけばよい」ではなく、子どもの意見をしっかり聞き、尊重しながら、子どもにとって最善の利益は何かを考えることが大切です。子どもの権利条約は54の条文があります。

Q 子どもの権利条約の4つの原則は？

「子どもの権利条約」には、4つの大切な考え方（原則）があります。

■ 生命、生存及び発達に対する権利	■ 子どもの最善の利益
■ 子どもの意見の尊重	■ 差別の禁止

Q 子どもたちには、どんな権利があるの？

「子どもの権利条約」には、次のような権利が説明されています。

〈生きる権利〉 第2条 差別の禁止 第24条 健康・医療への権利 など	〈守られる権利〉 第19条 暴力などからの保護 第23条 障害のある子どもの成長の保障 など
〈育つ権利〉 第28条 教育を受ける権利 第31条 休み、遊ぶ権利 など	〈参加する権利〉 第12条 意見を表す権利 第13条 表現の自由 など

「こどもの権利条約」の詳細は、こちらから確認できます。



いじめ対策

いじめは、子どもの人間性と尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」です。

Q いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）は？

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

Q なぜ、いじめは起きるの？

いじめは、心理的ストレス、異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、金銭等を得たい意識、被害者になることへの回避感情等によって起こります。児童生徒によく声をかけ、学校・学級が一人一人の人権と多様性が尊重された安全・安心な場となっていることが重要です。

ヤングケアラーの実態と相談機関

Q 「ヤングケアラー」とは？

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

(こども家庭HPから転載)

Q 静岡県におけるヤングケアラーの実態は？

家族のケアをしている子どもは、22人に1人（全回答者256,966人の4.6%）

〈R3静岡県ヤングケアラー実態調査 対象：県内の小学校5年生～高校3年生〉


Q 静岡県におけるヤングケアラーの相談先は？

次の相談先があります。

- 児童相談所相談専用ダイヤル 0120-189-783
 - 24時間子供のSOSダイヤル（文部科学省） 0120-0-78310
 - こどもの人権110番（法務省）0120-007-110
 - 静岡ヤングケアラー支援のためのヘルプデスク 054-344-5080
- ※各学校スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等への相談



(3) 高齢者の人権を守ろう

高齢者に対する就職差別、介護施設や家庭等における身体的・心理的虐待、高齢者の家族等による無断の財産処分（経済的虐待）などの人権問題が発生しています。高齢者が安心して生き生きと暮らせる社会にするため、認知症への理解も含めて、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

関連する法律等	<ul style="list-style-type: none"> ◆「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」 ◆「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」
啓発動画・資料	<p>○啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」</p> <p style="text-align: center;">支え合う共生社会の実現に向けて</p> <p style="text-align: right;">動画 </p>

(4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう

障害のある人が就職差別や職場における差別待遇を受けたり、車椅子での乗車、アパート・マンションへの入居及び店舗でのサービス等を拒否されたりするなどの人権問題が発生しています。障害の有無にかかわらず、誰もがお互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」を推進することによって、多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

関連する法律等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「障害者基本法」改正 ◆ 「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」 ◆ 「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」 ◆ 「障害者による情報取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」 ◆ 「障害者差別解消法」
啓発動画・資料	<p>○啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」 動画  UD </p> <p>障害のある人 編</p> <p>○啓発資料 静岡県「心のユニバーサルデザイン」</p>

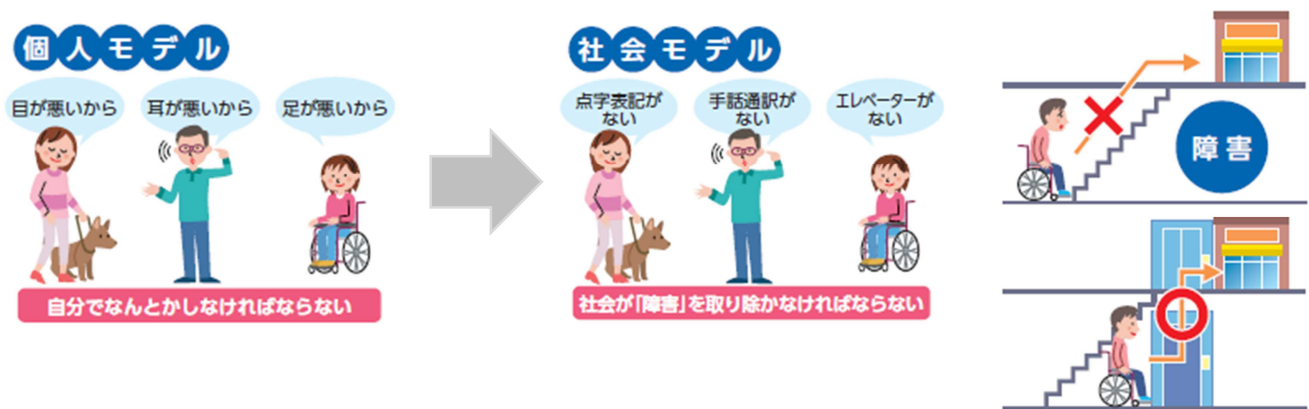
障害の考え方の変化「個人モデル」から「社会モデル」へ

Q 「個人モデル」とは？

障害のある人が日常生活において制限を受けるのは、「その人に障害があるから」であり、訓練やリハビリによって乗り越えるべきである、という考え方。

Q 「社会モデル」とは？


社会が人の多様性に対応できていないために、多くの障壁を作り出し、それが障害となっているため、社会がそれを取り除いていかなければならない、という考え方。例えば、車椅子の人が「上の階にある店に行きたい」と思ったとします。階段しかなければ、自力で上の階に行くことはできませんが、車椅子で乗ることができるエレベーターがあれば、問題を解決することができます。つまり、障害は、そのようなエレベーターが設置されておらず、階段しかない状況にあるとする考え方です。



(法務省委託 人権啓発教材 「障害のある人と人権～誰もが住みよい社会をつくるために」 参照)

(5) 部落差別（同和問題）を解消しよう

部落差別（同和問題）については、インターネット上の差別的書き込み、結婚・交際、就職・職場における差別、差別発言、差別落書き等の人権問題が依然として存在しています。「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨及び同法第6条に基づく調査の結果を踏まえながら、啓発によって新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に問題の解消に資するものとなるよう、内容や手法等に配慮し、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。また、部落差別（同和問題）の解消を阻む大きな要因となっているものに、いわゆる「えせ同和行為」があり、この「えせ同和行為」を排除するための取組を行っていくことが必要です。

関連する法律等	◆「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」	
啓発動画・資料	○啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」 部落差別（同和問題） 編	動画 

部落差別(同和問題)は過去のことではない

Q 「同和問題」とは？

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお日常生活の上で様々な差別を受けるなど、日本固有の人権問題。

Q 今なお、起きている同和問題（事例）は？

事例1 結婚・就職等における差別

同和地区出身であることなどを理由に結婚に反対されたり、就職等において不利な取扱いを受けるなどの事案が発生しています。



事例2 差別落書き等

同和問題に関する差別的な落書きがされたり、ビラがまかれるといった事案が発生しています。



特に近年は、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案も発生しています。インターネット上の情報は、一度拡散してしまうと完全に削除されることが難しいため、問題となっています。

事例3 差別につながる身元調査等

出身地を調べたり、特定の地区が同和地区かどうか調査したりするなどの事案が発生しています。こうした調査は、不当な差別的取扱いにつながりかねないものです。



事例4 えせ同和行為


「えせ同和行為」は、同和問題を口実に、企業や行政機関などへ不当な圧力をかけ、高額の本を売りつけたり、寄附金を強要するなどの行為です。

こうした行為は、同和地区出身者等に対する偏見を助長し、同和問題の解決を阻む大きな要因となっています。






⑥ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう

先住民族であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するため、その歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、偏見や差別を解消していくことが必要です。

関連する法律等	◆「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」		
啓発動画・資料	○啓発動画「アコロ青春 a=kor (「アコロ」は、アイヌ語で「私たちの）」	動画	


⑦ 外国人の人権を尊重しよう

外国人であることを理由とする不当な就職上の取扱い、アパートやマンションへの入居拒否などの人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして社会的な関心を集める中、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、ヘイトスピーチを解消していくことが必要です。多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、文化等の多様性を認め、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

関連する法律等	◆「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ解消法)」		
啓発動画・資料	○啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」 外国人編 ○啓発冊子(マンガ)「私たちの身近にあるヘイトスピーチ」	動画	冊子  
相談機関等	○「外国語人権相談ダイヤル」0570-090911 ○「外国語インターネット人権相談」 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01 ○「外国人のための人権相談所」全国の法務局、地方法務局(通訳対応あり)	ネット相談	



⑧ 感染症に関連する偏見や差別をなくそう

新型コロナウイルス感染症、エイズ、肝炎等の感染症に関する知識や理解の不足から、日常生活や、学校、職場等、社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症に関する正しい知識を持ち、正しい情報に基づく冷静な判断が重要であるとの理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

啓発動画・資料	○啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」 感染症 編	動画	
---------	----------------------------	----	---

9) ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう

「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」にもあるとおり、ハンセン病対策については、かつて採られた隔離施設入所政策の下で、患者・元患者のみならず、その家族に対して、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実です。ハンセン病患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえ、ハンセン病についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

関連する法律等	◆「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」 ◆「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」 ※重要 国の責任を認める熊本地方裁判所判決は出されたあと公表されたもの
啓発動画・資料	○啓発動画 1 「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」 2 「ハンセン病問題～過去からの証言、未来への提言～」 動画1  動画2 

ハンセン病患者や元患者・家族が受けた苦しみ

Q 「ハンセン病」による差別とは？

ハンセン病は、「らい菌」という細菌に感染して起きる病気で、かつては「らい病」と呼ばれ、のちに「ハンセン病」が正式名称となっています。現代では感染することも、発病することもほとんどなく、治る病気であるにもかかわらず、その患者は強制的に療養所へ隔離された歴史があります。ハンセン病は遺伝するという間違った知識のために、人工妊娠中絶手術によって生まれてくることができなかつた子どもは、7,696人にも及びました。患者の家族もまた、学校や職場で厳しい差別を受け、居場所をなくし、中には婚約を破棄される人もいて、そのために身内にハンセン病の入所者がいることを隠し、世間の目におびえながら生きてきました。隔離するための法律は廃止されましたが、病気に対する偏見や差別はなくなっておらず、今も元患者やその家族は苦しんでいます。同じ過ちを繰り返さないために、偏見や差別のない社会を実現するために、この問題から学ぶことがたくさんあります。（法務省人権擁護局「ハンセン病問題を知る」参照）

10) 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見によって、就職差別や住居の確保が困難であることなどの人権問題が発生しています。

刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い更生意欲と共に、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要であり、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

関連する法律等	◆「再犯の防止等の推進に関する法律」
---------	--------------------



11) 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう

犯罪被害者とその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などによって名誉を傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの人権問題が発生しています。犯罪被害者とその家族の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

関連する法律等	◆「犯罪被害者基本法」
---------	-------------

12 インターネット上の人権侵害をなくそう

インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは偏見や差別を助長するような情報を発信したりするといった悪質な事案が急増しています。このような情報の発信は、同様の書き込みを次々と誘発し、取り返しのつかない重大な人権侵害にもつながるものであって、決してあってはなりません。個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めていくことが必要です。

関連する法律等	◆「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」 ※18歳未満の青少年利用者に対して、有害情報のフィルタリング有効化措置を携帯電話事業者に義務づけ	
	◆「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」	
啓発動画・資料	○啓発動画 「インターネットはヒトを傷つけるモノじゃない。」	動画 
	○啓発冊子 「あなたは、大丈夫？考えよう！インターネットと人権」	冊子 

インターネット上の書き込みなどに関する相談窓口

インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷や名誉やプライバシー侵害、子どもも加害者や被害者として巻き込まれるSNS等におけるネットいじめなどが発生しています。また、児童ポルノやリベンジポルノは、その画像がいったんインターネット上に流出すれば、画像のコピーが転々と流通して回収することが極めて困難となります。インターネット上で人権を侵害され早急に専門機関に相談する場合は、次のような窓口があります。

ネットトラブルの
専門家に相談したい

人権問題の専門
機関に相談したい

プロバイダ等に削除を
促してほしい(民間機関)

有害情報も通報し
たい(民間機関)

違法・有害情報を通
報したい(警視庁)

迅速な助言

**違法・有害情報
相談センター
(総務省)**



www.ihaho.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広くアドバイスします。



削除要請・助言

**人権相談
(法務省)**



0570-003-110
www.jinken.go.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請[※]を行います。

※削除要請は専門的な知見を有する法務局が違法性を判断した上で行うものでありこの判断には時間を要する場合があります。



プロバイダへの連絡

**誹謗中傷
ホットライン**



www.saferinternet.or.jp/bullying/

インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものは、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。



迅速な削除の要請

セーフライン



www.safe-line.jp

インターネット上の違法情報や有害情報の通報を受け付け、国内外のサイトへの削除の要請や、警察等への通報を行います。リベンジポルノの被害に遭われた方、いじめの動画像の通報も受け付けています。



サイトへの削除依頼

**インターネット・
ホットライン
センター(警察庁)**



www.internethotline.jp

インターネット上の違法情報及び重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報の通報を受け付け、ガイドラインに基づいて該当性の判断を行い、警察への情報提供とサイトへの削除依頼をします。






(法務省「インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口」参照)

インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口は、こちらでも確認できます。



13 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題についての関心と認識を深めていくことが必要です。

関連する法律等	◆「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」		
啓発動画・資料	○北朝鮮による日本人拉致問題アニメ「めぐみ」	通常版	短縮版
	【通常版25分】		
	【短縮版15分】		
	○漫画「母が拉致された時 僕はまだ1歳だった」 (拉致問題対策本部電子図書館)		電子図書館
	○子ども向けパンフレット「たいせつな人を取り戻すために」 (拉致問題対策本部電子図書館)		



14 ホームレスに対する偏見や差別をなくそう

ホームレスの自立を図るための様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

関連する法律等	◆「ホームレスの自律支援等に関する特別措置法」
---------	-------------------------

15 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう

性的マイノリティを理由として、社会の中で偏見の目にさらされたり、職場で昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの人権問題が発生しています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

関連する法律等	◆「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」		
啓発動画・資料	○啓発漫画「りんごの色（大分県作成）」（法務省）	漫画	資料
	○啓発資料（教師用） 「子どもの“人生を変える”先生の言葉があります」 (独立行政法人教職員支援機構)		

多様性の尊重性～多様性について考える～

それぞれの違いを知ること、人は違って当たり前であること、お互いを尊重すること、それを学ぶことは、人権感覚を養う大切な機会です。性的マイノリティに関する言葉を耳にする機会も増えてきました。まず、教職員が正しい知識をもつことが大切です。子どもたちや身近な人たちの中で、生きづらさを感じている人がいるかもしれないという視点を持ち、性的マイノリティについて、理解を深めましょう。

「性の多様性」への理解を深める理由

性的マイノリティ（性的少数者）は、いじめ被害、不登校、自傷行為、自殺念慮、自殺未遂経験率が高く、命にかかわる重要な問題であること。また、全ての人が、自分らしく、誇りを持って生きることの大切さを感じられる人権感覚の育成を目指すためです。

性の構成要素

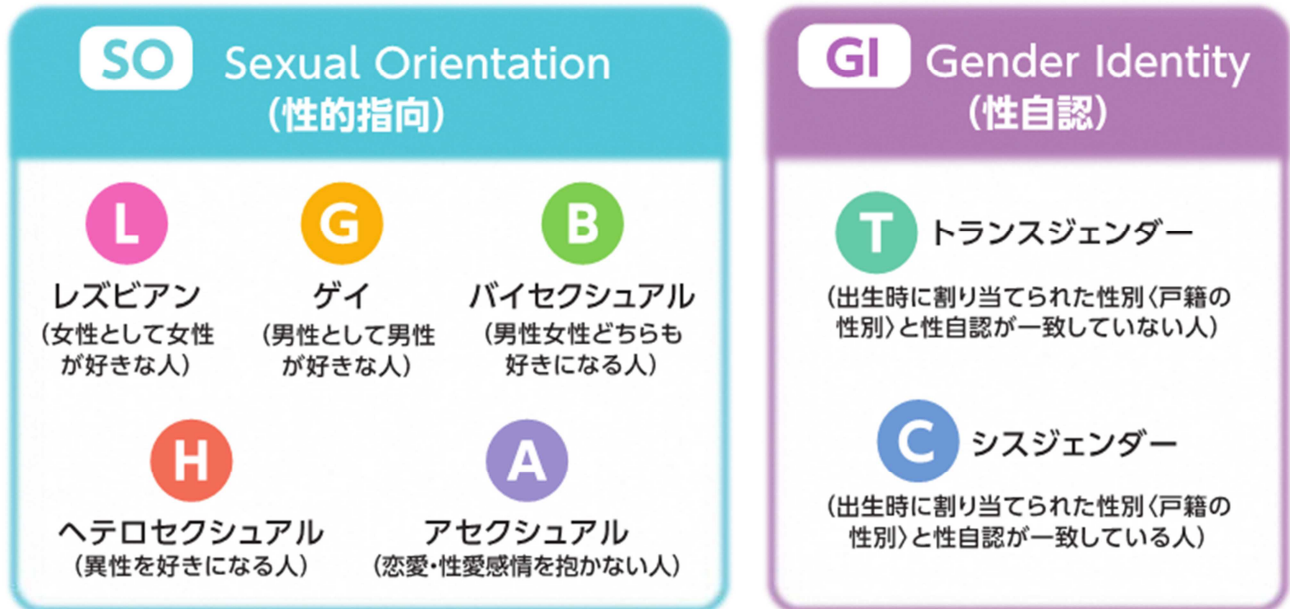
私たち一人ひとりの性は、様々な要素が絡み合っ、かたちづくられています。

- ①身体的な性（からだの性／Sex）
- ②性自認（ジェンダーアイデンティティ／Gender Identity）
- ③性的指向（好きになる性／Sexual Orientation）
- ④性表現（表現する性／Gender Expression）

・すべての人がもっているもの
・あり方は、人によって異なる

LGBT から SOGI へ

LGBTは、性的マイノリティの総称として使われている言葉ですが、SOGIは性的指向と性自認の頭文字からなる言葉で、誰もが持つ属性であり、あらゆる人の性のあり方を尊重するために使われています。性は、個人の尊厳に関わるものであり、どの人の性のあり方も平等に尊重することが求められます。



静岡県「性の多様性理解の促進ふじのくにレインボーページ」は、こちらから



学校における支援体制

トランスジェンダー等の子どもへの対応にあたっては、まず子どもの思いをよく聞き取ることが大切です。

また、最初に相談を受けた者だけで抱えることなく、組織的に取り組みましょう。誰もがありのままの自分でいられるために、学校ができることは何か、その子どもへの配慮と、他の子どもへの配慮との均衡を取りながら支援していくことが重要です。

不必要な男女の区別を 見つめ直すことから始めよう！

- 「男らしさ」「女らしさ」という言葉
- 「くん」「さん」等の呼び方
- 服装や髪型、持ち物
- 座席やロッカー、仕事分担や掲示

〈個別対応・支援の具体例〉

次の一覧は、支援例です。子どもの思いや学校の実態に合わせ、よりよい対応を組織で相談してください。

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の制服・衣服や、体育着の着用を認める
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める
呼称の工夫	校内文書（通知表を含む）を子どもが希望する呼称で示す 自認する性別として名簿上扱う
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性） 補習として別日に実施、またはレポート提出で代替する
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める
修学旅行 等	1人部屋の使用を認める 入浴時間をずらす

（文部科学省「性同一性障害や性的志向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け）参考）

(16) 人身取引をなくそう

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(17) 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

震災等の大きな災害の発生時における、不確かな情報に基づいて他人を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなどの行動は、重大な人権侵害になり得るだけでなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心をもった行動をとれるよう呼びかけていくことが必要です。

2 関係機関及び相談機関の紹介

相談窓口	相談内容	受付時間／連絡先
24時間 子供SOSダイヤル	子どものSOS全般 (子ども、保護者向け)	24時間対応／0120-0-78310 (なやみいおう)
静岡県教職員 不祥事根絶窓口	教職員による法令違反や ハラスメント等に関する相談 (県立学校教職員向け)	0120-793-242 kyouiku-tuho@pref.shizuoka.lg.jp
教職員倫理110番	上記相談と同じ(県民の方向け)	
みんなのヘルプ 相談窓口	上記相談と同じ(児童・生徒向け)	
総合教育センターの 面接相談	学校生活、家庭生活、子どもの 心や発達に関する教育相談 (子ども、保護者、教職員向け)	(予約受付) 平日 9:00~17:00／0537-24-9738 (相談日) 掛川会場：月～金、沼津会場：水・金 ※秘密厳守、相談無料
教育相談ハロー電話 「ともしび」	子どもの悩み相談、保護者の教育 相談(子ども、保護者向け)	平日(年末年始を除く) 10:00~17:00 東部：055-931-8686 (ハロ-ハロ-) 中部：054-289-8686 西部：0537-24-8686 ※秘密厳守、相談無料、匿名相談可
若者こころの 悩み相談窓口		24時間対応／0800-200-2326
静岡県LINE相談		平日 14:00~22:00、土・日・祝日 14:00~21:00 ID：@shizuokasoudan ※秘密厳守、相談無料、匿名相談可
こどもの人権110番 (静岡地方務局)	いじめ・DV・差別、誹謗中傷など 人権に関する相談	0120-007-110 (ゼロゼロなの ひゃくとおぼん)
LINE じんけん相談 (静岡地方務局)	上記相談と同じ	平日 8:30~17:15／ID：@snsjinkensoudan ※秘密厳守、相談無料、匿名相談可
少年サポートセンター (静岡県警察本部人身 安全少年課)	少年の非行 ・犯罪被害に関する相談	平日 8:30~17:15／0120-783-410
子どもの権利に 関する相談 (静岡県弁護士会)	いじめ、体罰、学校での困り事や 児童虐待、非行などの相談	9:00~12:00、13:00~17:00 静岡：054-252-0008 浜松：053-455-3009 沼津：055-931-1848 ※秘密厳守、初回相談無料
あざれあ相談 (静岡県男女共同参画課)	女性が抱える様々な悩み相談	月火木金 9:00~16:00、水 14:00~20:00 第2土曜日 13:00~18:00／054-272-7879 https://www.azarea-navi.jp/shisetsu/soudan/josei/ ※秘密厳守、相談無料、匿名相談可
	男性が抱える様々な悩み相談	第1・3土曜日 13:00~17:00／054-272-7880
ふじのくに LGBT電話相談	性のあり方に関する悩みごとや 困り事	第1火曜日、第3土曜日 18:00~22:00／0120-279-585 ※秘密厳守、相談無料、匿名相談可 ※家族、友人、職場や学校の関係者も相談可。
静岡県性暴力被害者 支援センターSORA	性暴力被害に関する相談	(電話相談) 24時間365日 #8891／0120-8891-77 (チャット相談) 月～金 14:00~20:00 https://sorachat.jp/ ※秘密厳守、相談無料、匿名相談、家族、友人等相談可
児童相談所虐待 対応ダイヤル	虐待の通告・相談	24時間対応／189 (いちはやく)

※静岡県教育委員会では、パソコンやスマートフォンなどから、簡易な入力により、子ども・若者を対象とする相談窓口を検索できるシステム「なやみ相談ナビ(はなそつと)」を構築し、令和6年4月の公開を予定しています。

3 人権教育に関する資料等の活用

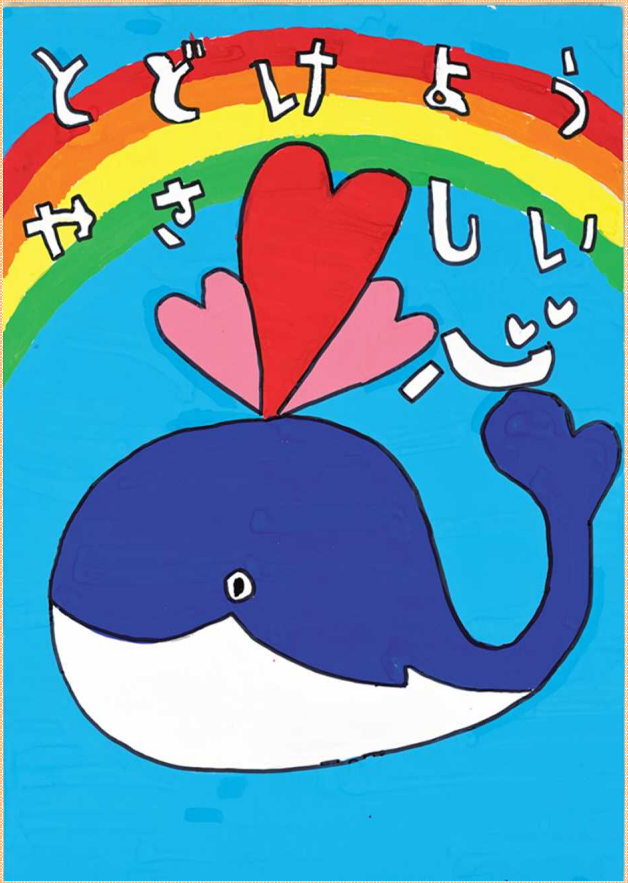
問合せ先	資料等	備考
静岡県教育委員会 教育政策課	人権啓発DVD・書籍の貸出	HP「貸出用人権教育DVD・書籍」を検索できます。 
	「静岡県人権教育の手引き」 過年度版	HP「人権教育」には、 過年度の手引きや 学習例等を 掲載しています。 
静岡県健康福祉部 福祉長寿局地域福祉課 人権同和对策室 (静岡県人権啓発センター)	人権啓発DVD・ビデオ・書籍 貸出	HPから「人権啓発ビデオ 検索及び資料案内」を検 索してください。 
	出前人権講座	054-221-3330 8:30～17:15 (平日)
静岡地方法務局 総務課	人権に関する出前講座	TEL 054-254-3555 FAX 054-205-0373 
各人権擁護委員協議会 (静岡、沼津、富士、下田、 浜松、掛川、袋井)	人権教室	静岡：054-254-3555 沼津：055-923-1201 富士：0545-53-1200 下田：0558-22-0534 浜松：053-454-1396 掛川：0537-22-5538 袋井：0538-42-3545

【表紙、裏表紙絵】

ポスターは、静岡県人権擁護委員連合会の御協力により、コンテスト等に応募があった県内の子どもたちの作品から掲載させていただきました。

令和6年度 静岡県人権教育の手引き 「想像しよう 共感しよう」-気付きから行動へ-

発行 令和6年3月
 発行者 静岡県教育委員会 教育政策課
 所在地 静岡市葵区追手町9番6号
 電話番号 054-221-3133
 FAX 054-221-3571



浜松市立北浜小学校 6年
太田 理仁



島田市立大津小学校 6年
増本 七海



浜松市立鴨江小学校 5年
松本 樹菜



島田市立六合中学校 1年
坂田 柚花

